

堺市公報 第61号	平成31年3月8日発行
堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

＜告示＞

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 9

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の所在地変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 9

＜公告＞

○堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）の利用料金について

【文化観光局観光部観光推進課】…………… 10

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 11

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 11

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について

【教育委員会事務局総務部学務課】…………… 12

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について

【教育委員会事務局総務部学務課】…………… 13

＜上下水道局公告＞

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止につい
て

【上下水道局総務部給排水設備課】…………… 14

＜監査委員公表＞

○監査結果に基づく措置通知書の公表

【監査委員事務局監査課】…………… 14

○監査結果に基づく措置通知書の公表

【監査委員事務局監査課】…………… 20

○監査結果に基づく措置通知書の公表

【監査委員事務局監査課】…………… 25

告 示

堺市告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6

年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号(中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成31年3月8日

堺市長 竹山修身

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
みずき医科歯科クリニック	堺市西区鳳東町5-473-9	平成31年1月1日
荒木産婦人科肛門科	堺市堺区中安井町3-4-10 堺東八千代ビル2F	平成31年3月1日
レディースクリニックやぎ	堺市北区中百舌鳥町2-39 クリスタルなかもず4階	平成31年2月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
みずき医科歯科クリニック	堺市西区鳳東町5-473-9	平成31年1月1日
片岡歯科	堺市堺区柳之町西1-1-19	平成31年1月1日
ミント歯科	堺市東区西野183-2	平成31年2月1日

3 薬局

名称	所在地	指定年月日
堺東伊東薬局	堺市堺区三国ヶ丘御幸通1-3	平成31年1月1日
ひかり薬局	堺市美原区平尾2779	平成31年2月1日

堺市告示第64号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年3月8日

堺市長 竹山修身

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
谷医院	堺市北区東浅香山町3-21-38	平成30年12月31日
みずきクリニック	堺市西区鳳東町5-473-5	平成30年12月31日

2 歯科

名称	所在地	廃止年月日
片岡歯科	堺市堺区柳之町西1-1-19	平成30年12月31日

3 薬局

名称	所在地	廃止年月日
堺東伊東薬局	堺市堺区三国ヶ丘御幸通1-3	平成30年12月31日
コダマ薬局	堺市西区津久野町1-9-21 プラントール1階102号	平成30年12月31日

堺市告示第65号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法

律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年3月8日

堺市長 竹山修身

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防通所リハビリテーション	医療法人方佑会 植木病院	堺市北区黒土町3002-5	平成30年12月1日
通所リハビリテーション	医療法人方佑会 植木病院	堺市北区黒土町3002-5	平成30年12月1日

堺市告示第66号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年3月8日

堺市長 竹山修身

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導	医療法人谷医院	堺市北区東浅香山町 3-21-38	平成30年12月31日
訪問リハビリテーション	医療法人谷医院	堺市北区東浅香山町 3-21-38	平成30年12月31日

訪問看護	医療法人谷医院	堺市北区東浅香山町3 -21-38	平成30年12月31日
居宅療養管理指導	医療法人昭節会 みずきクリニック	堺市西区鳳東町5-473 -5	平成30年12月31日
訪問リハビリテーション	医療法人昭節会 みずきクリニック	堺市西区鳳東町5-473 -5	平成30年12月31日
介護予防訪問看護	医療法人昭節会 みずきクリニック	堺市西区鳳東町5-473 -5	平成30年12月31日
介護予防訪問リハビリテーション	医療法人昭節会 みずきクリニック	堺市西区鳳東町5-473 -5	平成30年12月31日
介護予防居宅療養管理指導	医療法人昭節会 みずきクリニック	堺市西区鳳東町5-473 -5	平成30年12月31日
訪問看護	医療法人昭節会 みずきクリニック	堺市西区鳳東町5-473 -5	平成30年12月31日
居宅療養管理指導	片岡歯科	堺市堺区柳之町西1- 1-19	平成30年12月31日
居宅療養管理指導	有限会社 堺東伊 東薬局	堺市堺区三国ヶ丘御幸 通1-3	平成30年12月31日
居宅介護支援	居宅介護支援事業 所 ホームケアプ ランサービス	堺市西区浜寺諏訪森町 中3-246 東三光荘3 号室	平成30年12月31日
介護予防福祉用具貸与	株式会社ビーゴ	堺市西区菱木2-2218- 3	平成30年11月30日
福祉用具貸与	株式会社ビーゴ	堺市西区菱木2-2218- 3	平成30年11月30日
訪問介護	太陽ヘルパーステ ーション	堺市西区鳳東町3-240- 6	平成30年10月31日
訪問介護	ホームヘルプサー ビスやまもと	堺市南区稲葉2-3077- 1	平成31年1月31日
居宅介護支援	ケアプランセンタ ーおあしすの鳥	堺市南区深阪南367-1	平成31年1月31日
訪問介護	介護ステーション はづき	堺市北区北花田町3-1 7-26 松本ビル1F	平成30年12月28日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年3月8日

堺市長 竹山修身

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
居宅介護支援	居宅介護支援事業所 ホームケアプランサービス	堺市西区浜寺諏訪森町中3-240-4	堺市西区浜寺諏訪森町中3-246 東三光荘3号室	平成17年11月1日
訪問介護	訪問介護ステーションゆるり	堺市堺区南半町東1-1-13-201	堺市堺区南半町東1-1-6	平成31年1月2日
介護予防訪問サービス	丸和ケアセンター	堺市中区東山510	堺市中区東山552-2	平成31年1月1日
訪問介護	丸和ケアセンター	堺市中区東山510	堺市中区東山552-2	平成31年1月1日
介護予防通所サービス	デイスクール双修	堺市西区家原寺町1-3-24	堺市西区家原寺町1-8-41	平成25年3月1日
地域密着型通所介護	デイスクール双修	堺市西区家原寺町1-3-24	堺市西区家原寺町1-8-41	平成25年3月1日
訪問介護	ヘルパーステーション双修	堺市西区家原寺町1-3-24	堺市西区家原寺町1-8-41	平成25年3月1日
介護予防訪問サービス	ヘルパーステーション双修	堺市西区家原寺町1-3-24	堺市西区家原寺町1-8-41	平成25年3月1日

堺市告示第68号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年3月8日

堺市長 竹山修身

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
三木 秀輝	みき鍼灸マッサージ院	堺市中区深井中町1080-40	平成31年2月1日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
井口 智弘	鶴鍼灸院	堺市堺区南島町1-10-4	平成31年3月1日
三木 秀輝	みき鍼灸マッサージ院	堺市中区深井中町1080-40	平成31年2月1日
西本 健太郎	木村鍼灸院	堺市西区上野芝町3-682-14	平成30年11月1日

3 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
山本 忠治	ひまわり整骨院	堺市西区浜寺船尾町東1-139	平成30年12月20日
田中 秀臣	らっく整体整骨院	堺市北区北長尾町3-5-3	平成30年12月1日
三木 秀輝	みき整骨院	堺市中区深井中町1080-40	平成31年2月1日



堺市告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年3月8日

堺市長 竹山修身

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
三木 秀輝	三木 秀輝（出張専門）	堺市中区深井中町1080-40	平成31年1月31日
石川 彰洋	ダイフク鍼灸マッサージ治療院	堺市中区深井清水町3832 3F	平成31年1月23日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
三木 秀輝	三木 秀輝（出張専門）	堺市中区深井中町1080-40	平成31年1月31日
西本 健太郎	水野鍼灸院	堺市中区深井清水町3216	平成30年10月31日

堺市告示第70号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとお

り指定施術機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成31年3月8日

堺市長 竹山修身

1 はり・きゅう

施術者	施術所名	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
西本 健太郎	木村鍼灸院	堺市西区上野芝町 3-682-14	堺市西区上野芝町 3-10-6	平成30年12 月1日

公 告

堺市公告第138号

堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例（平成25年条例第44号）第26条第2項の規定に基づき、堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）の茶の湯等体験室の利用料金（茶室お点前体験のため、9人以下の一般の区分の者（高校生以下の者以外の者をいう。）が予約により利用する場合に限る。）を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月8日

堺市長 竹山修身

利用料金

区分	単位	1人当たりの料金（税込）
一般	9人で利用する場合・1回	560円
	8人で利用する場合・1回	630円
	7人で利用する場合・1回	720円
	6人で利用する場合・1回	850円
	5人で利用する場合・1回	1,020円

堺市公告第139号

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月8日

堺市長 竹山修身

- 1 開発区域  
堺市北区東三国ヶ丘町三丁2298番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市堺区中三国ヶ丘町5丁2番25号  
井森 祥子

~~~~~

堺市公告第140号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月8日

堺市長 竹山修身

- 1 開発区域
堺市西区浜寺諏訪森町中一丁89番1及び89番5から89番12まで
 - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府高石市高師浜四丁目1番27号
伊勢住宅株式会社
代表取締役 伊勢 朗雄
- ~~~~~

堺市公告第141号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月8日

堺市長 竹山修身

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
堺市立支援学校通学児童生徒送迎業務（A） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
教育委員会事務局総務部学務課
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年2月5日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
エムオーティ株式会社
代表取締役 森川 正則
大阪市東住吉区矢田2丁目16番15号
- 5 随意契約に係る契約金額
バス（運転手付）1台1時間 ￥2,893－（税込単価）
添乗員1名1時間 ￥1,058－（税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

堺市公告第142号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月8日

堺市長 竹山修身

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
堺市立支援学校通学児童生徒送迎業務（B） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
教育委員会事務局総務部学務課
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年2月5日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
エムオーティ株式会社
代表取締役 森川 正則
大阪市東住吉区矢田2丁目16番15号
- 5 随意契約に係る契約金額
バス（運転手付）1台1時間 ￥2,884－（税込単価）
添乗員1名1時間 ￥1,058－（税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第53号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第11条第2号の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年3月8日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号	第944号
廃 止 年 月 日	平成31年2月21日
事 業 者 の 名 称	有限会社関西工業
事 業 者 の 住 所	枚方市村野東町75番地15号
代表者の職氏名	代表取締役 出羽 秀典
事業所の名称	有限会社関西工業
事業所の所在地	枚方市村野東町75番地15号

監査委員公表

堺市監査委員公表第2号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年3月8日

堺市監査委員	裏 山 正 利
同	吉 川 守
同	藤 坂 正 則
同	小 杉 茂 雄

上下総 第2728号
平成31年2月15日

堺市監査委員様

堺市上下水道事業管理者
出 未 明 彦

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、平成30年12月21日付け監査委員報告第18号に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条の規定により、別紙のとおり通知いたします。

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	平成30年8月1日～平成30年12月21日	
措置を講じた部局等	上下水道局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1 (1) 委託料について 委託料に係る事務について、指摘すべき事項として以下のようなものがあつたので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 再委託に係る提出書類 委託契約書では、受注者が業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者と協議し、再委託しようとする相手方の商号又は名称、業務の内容及びその理由、その他発注者が必要とする事項を、書面をもって発注者に届出しなければならないとされている。</p> <p>しかし、下水道管路や水再生センターに係る施設維持管理業務の管理について、以下のようなものがあつた。</p> <p>(ア) 堺市美原下水道管路施設維持管理等業務の受注者が再委託している業務について、書面の名称が異なるものや必要とする事項の記載がない書面の届出を受け、再委託を認めているものがあつた。</p>	<p>御指摘後、受注者へ書面の再提出を依頼し、平成30年10月15日に受領しました。</p> <p>今回の御指摘を踏まえ、受注者から再委託の届出書面を受け取る際は、所定の書面に全ての項目が記載されているかを必ず確認するよう、所属長から所属職員に対し、同年</p>	<p>下水道部 下水道サービスセンター</p>

<p>(イ) 泉北水再生センター施設維持管理業務及び石津水再生センター施設維持管理業務の受注者が再委託している全ての業務（それぞれ29件と19件）について、書面による届出を受けていなかった。</p> <p>1 (2) 行政財産の目的外使用について 行政財産の目的外使用に係る事務について、指摘すべき事項として以下のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 行政財産目的外使用許可台帳の記載 行政財産目的外使用許可台帳において、使用者の所在地、名称及び代表者氏名に変更があるに</p>	<p>9月14日及び同年11月13日に口頭により指導しました。</p> <p>なお、受注者に対しても、所定の書面を用いて必要事項を全て記載するよう、同年10月15日に口頭により指導しました。</p> <p>両業務ともに、平成30年9月14日に受注者から「再委託申請書」を受領しました。</p> <p>今回の御指摘を踏まえ、包括委託については、仕様書に記載があれば手続が不要と考えていた誤った認識を改め、課内で共有しました。</p> <p>また、再委託の手続の際は、書面を必ず受注者から受け取る必要があることを所属長から所属職員に対し、同年同月13日に改めて口頭により指導しました。</p> <p>なお、受注者に対しても、今後は再委託の書面を必ず提出するよう、同年同月12日に口頭により指導しました。</p> <p>平成30年9月12日に御指摘を受け、同日ただちに使用者に係る変更履歴を反映させ</p>	<p>下水道部 三宝水再生センター</p> <p>下水道部 水道サービスセンター</p>
--	--	--

<p>もかかわらず、その内容を反映していなかった。</p> <p>イ 行政財産の目的外使用に係る使用料の請求</p> <p>堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程では、使用許可を受けた者は、使用を開始する日前までに、当該年度の使用料の額を納入しなければならないとされている。</p> <p>しかし、太陽光発電を目的とする三宝水再生センターの屋根貸しに係る目的外使用料（平成30年度分）について、平成30年3月31日までに納入させるべきところ、請求事務が遅れ、同年8月31日を納期限とする納入通知書を送付していた。</p> <p>1 (3)</p> <p>現金等の管理について</p> <p>現金等の管理に係る事務について、指摘すべき事項等として以下の</p>	<p>ました。</p> <p>また、台帳の記載ルールについて、同日中に口頭により、所属長から所属職員に対し、指導しました。</p> <p>御指摘のとおり、使用を開始する日前までに納入させるよう、使用者への請求を行うべきでした。今回の御指摘を踏まえ、平成31年度分以降は、使用開始前までの期日で納入通知書を発行し、使用者へ請求するよう、平成30年10月4日に所属長から所属職員に対し、口頭により指導しました。</p> <p>また、毎年請求日と納入日の管理ができるよう、同年同月10日に整理簿を作成しました。</p> <p>さらに、許可担当部署である三宝水再生センターとも許可の更新や廃止時には連絡を密にし、今後請求の遅れや漏れがないように確認を行いました。</p> <p>なお、次回の納入事務が円滑に進むよう、今後の納入通知書の発送時期及び納期限について、同年同月4日に使用者へ説明しました。</p>	<p>下水道部 下水道事業調整課 三宝水再生センター</p>
---	---	--

<p>ようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公金外現金の取扱事務</p> <p>堺・北堺・西堺・南堺・黒山警察署管内公共料金等暴力対策連絡会の運営等のために公金外現金を取り扱っており、公金外現金の入出金などを行う者として、所属長が出納取扱者を指定している。</p> <p>しかし、出納取扱者に育児休業の取得予定があることを把握していたにもかかわらず、別の出納取扱者を指定していなかった。このため、育児休業の間、現金出納簿に押印がなく、当該事務を誰が行ったのかが明らかになっていなかった。</p> <p>[釣銭の管理について（意見）]</p> <p>訪問先等で水道料金及び下水道使用料を徴収するための釣銭として、現金6万円（3万円を2セット）を保有しており、職員が庁舎外へ持ち出している。</p> <p>当該現金の持ち出し及び返却について、記録されていなかったが、現金を適正に管理する観点から、持ち出し及び返却に係る記録を行われたい。</p>	<p>出納取扱者について、不在となった理由が異動や離職ではなく、期限のある休暇であったことから、出納取扱者に係る変更の届出をせずに、収支整理者が一人で現金を取り扱っていました。</p> <p>今回の御指摘を踏まえ、今後は、所要の手続を速やかに行うこととし、平成30年11月14日に所属長から所属職員に対し、文書の回覧及び口頭により指導しました。</p> <p>釣銭の管理については、日々の業務終了時に、堺市上下水道局会計規程に基づいて確認を行っていましたが、御意見のとおり、現金の持出及び返却については記録できていませんでした。</p> <p>今回の御意見を踏まえ、平成30年11月1日から、釣銭用資金内訳表の様式を見直し、持出及び返却の都度、記録を行うように改善しました。</p>	<p>総務部 営業課</p> <p>総務部 営業課</p>
---	---	---------------------------------------

堺市監査委員公表第3号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年3月8日

堺市監査委員	裏山正利
同	吉川守
同	藤坂正則
同	小杉茂雄

行管第1308号

平成31年2月14日

堺市監査委員様

堺市長 竹山修身

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

平成30年12月21日付け監査委員報告第20号 堺市立自転車等駐車場
平成30年12月21日付け監査委員報告第22号 堺市都市緑化センター

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立自転車等駐車場)	
監査実施期間	平成30年8月1日 ～ 平成30年12月21日	
措置を講じた部局等	建設局 自転車まちづくり部 自転車対策事務所 指定管理者：ミディ総合管理株式会社	
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課等
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 指定管理者は、基本協定書に基づき、月例報告書に委託業務の実施状況を記載することとされている。</p> <p>しかし、深井駅前高架下自転車等駐車場自動発券機等保守点検業務について、その実施状況を月例報告書に記載していなかった。</p> <p>また、市は、そのまま当該月例報告書を受け取っていた。</p>	<p>平成30年10月18日に、当該委託業務の点検結果を追記した平成29年8月と平成30年2月の月例報告書及び点検報告書を市に提出しました。</p> <p>また、平成30年10月分の月例報告書から、今まで使用していたチェックリストに委託業務実施の有無のチェック欄を新たに設け、担当者によるチェックを行うことで委託業務の点検結果の記載漏れや点検報告書の添付漏れを防止しています。</p> <p>平成30年10月18日に、指定管理者から当該委託業務の点検結果を追記した平成29年8月と平成30年2月の月例報告書及び点検報告書の提出を受けました。</p> <p>また、指定管理者に対して、これまで月例報告書で使用していたチェックリストに委託業務実施の有無に関するチェック欄を新たに設けるよう指示し、平成30年10月分の月例報告書から、委託業務の点</p>	<p>指定管理者</p> <p>自転車対策事務所</p>

<p>4 管理運営について</p> <p>(1) 指定管理者は、基本協定書に基づき、業務の一部を第三者に委託した場合、当該委託先との委託契約書等の写しを、市に提出しなければならない。</p> <p>しかし、第三者に委託している業務について、委託契約書等の写しを市に提出していないものがあつた。</p> <p>また、市は、当該写しの提出を求めていなかった。</p> <p>(2) 指定管理者は、基本協定書に基づき、業務の一部を第三者に委託した場合、当該委託先が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の写しを市に提出しなければならない。</p> <p>しかし、第三者に委託している全ての業務(11件)について、誓約書の写しを市に提出してい</p>	<p>検結果の記載漏れや点検報告書の添付漏れを防止しています。</p> <p>平成30年8月7日に当該委託契約書等の写しを市に提出しました。</p> <p>また、通年業務と通年以外の業務を一括で申請していたことによる誤認があつたため、今後は通年業務と通年以外の業務を分けて申請します。</p> <p>平成30年8月7日に指定管理者から委託契約書等の写しの提出を受けました。</p> <p>また、平成30年10月30日付行管第935号「指定管理者制度に係る事務手続きの見直し等について(通知)」で、委託契約書等の写しの提出が不要と示されたため、市と指定管理者で基本協定書を変更し、平成31年1月31日以降、委託契約書等の写しの提出は不要としました。</p> <p>市から契約金額が500万円以上の委託業務について誓約書の写しを提出するよう求められたため、平成30年10月16日に当該写しを市に提出しました。</p> <p>また、今回の御指摘を受けて、当該写しが必要であると認識を改めましたので、今後</p>	<p>指定管理者</p> <p>自転車対策事務所</p> <p>指定管理者</p>
---	--	---

<p>なかった。 また、市は、当該写しの提出を求めているいなかった。</p>	<p>は漏れないよう当該写しを提出致します。</p> <p>市が発注する委託業務等は契約金額が500万円以上の委託業務について誓約書の写しの提出を求めていることから、当該委託業務のうち、契約金額が500万円以上であった2件について、指定管理者に対して誓約書の写しの提出を求め、平成30年10月16日に提出を受けました。</p> <p>また、第三者への一部業務委託の申請書や承認書の注意欄に、当該写しの提出が必要であることの文言を追加し、当該写しの提出漏れが起こらないよう対処しました。</p>	<p>自転車対策事務所</p>
<p>6 経理について</p> <p>(1) 基本協定書では、指定管理者は、自主事業の収支を指定管理業務の収支とは別に把握し、報告するものとされている。</p> <p>しかし、指定管理者は、自主事業として設置している自動販売機に係る土地使用料5万6,701円について、事業報告書の収支状況で指定管理業務の費用として計上していた。</p>	<p>平成30年10月12日に、業務責任者から担当者に対して自主事業の費用は指定管理業務の費用に計上しないよう指示しました。</p> <p>また、事業報告書を正しい金額に訂正し、同月18日に市に提出しました。</p>	<p>指定管理者</p>

堺市監査委員公表第4号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年3月8日

堺市監査委員	裏山正利
同	吉川守
同	藤坂正則
同	小杉茂雄

行管第1308号

平成31年2月14日

堺市監査委員様

堺市長 竹山修身

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

平成30年12月21日付け監査委員報告第20号 堺市立自転車等駐車場

平成30年12月21日付け監査委員報告第22号 堺市都市緑化センター

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市都市緑化センター)	
監査実施期間	平成30年8月1日 ~ 平成30年12月21日	
措置を講じた部局等	建設局 公園緑地部 公園緑地整備課 指定管理者：堺市公園協会・南海ビルサービス共同体	
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課等
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 事業報告書に、指定管理者が市から貸与され管理している備品の一覧を記載していたが、収納棚(7台)の記載が漏れていた。 また、市は、そのまま当該事業報告書を受け取っていた。</p>	<p>事業報告書の訂正を行い、平成30年11月7日付けで市に提出いたしました。 今後は備品の取得や廃棄等の時期についても明確にした備品一覧表を作成し、基本協定書と照合した上で、備品の状況を報告します。</p> <p>事業報告書の備品一覧表の訂正を指示し、平成30年11月7日付けで再提出があり、受理しました。 今後は、事業報告書のチェックリストにより、担当者と係長等とのダブルチェックを行い、報告書を確認してまいります。</p>	<p>指定管理者</p> <p>公園緑地整備課</p>
<p>4 管理運営について</p> <p>(1) 指定管理者は、基本協定書に基づき、関係法令で求められる計算書類及び監査報告書を毎事業年度終了後1か月以内に市に提出しなければならないが、事業年度終了後2か月を越えて平成30年6月22日に提出していた。</p>	<p>計算書類及び監査報告書の提出期限を年度終了後3か月以内に変更した変更協定書を平成30年11月7日付けで締結いたしました。 今後は、変更した協定書に基づき、期限内に計算書類及び監査報告書を提出いたしま</p>	<p>指定管理者</p>

	<p>す。</p> <p>計算書類及び監査報告書の提出期限を年度終了後3か月以内に変更した変更協定書を平成30年11月7日付けで締結いたしました。</p> <p>今後は、変更した協定書に基づき、期限内に計算書類及び監査報告書の提出を指導します。</p>	<p>公園緑地整備課</p>
--	--	----------------